

「禁酒」を巡る近代化の一側面

—— アメリカ白人女性大衆のトランスナショナルな 社会運動と社会秩序の再編成 ——

安 武 留 美

革新主義の末期1919年に、アメリカ合衆国では飲酒目的の酒類の醸造、販売、運搬、輸出入を禁止した憲法修正18条—いわゆる「禁酒法」—が成立した。その結果、この条項が施行された1920年から憲法修正第20条によりこの条項が廃止される1933年までの間が「禁酒の時代」となったのである。アングロサクソン系プロテスタントの定住者社会であるアメリカにおいては、古くから男性主導の「temperance (節酒)」また「teetotalism (全面禁酒)」のための自己努力や道徳的説得運動が盛んで、1850年代には産業化とアイルランド系移民の急増を背景に、当時の3分の1の州において法律(州法)による酒類の製造と販売の禁止も試みられた¹。しかし、20世紀初めの連邦憲法の修正による禁酒の断行と廃止に関して注目すべきことは、そのための運動や言説の中心にアメリカ生まれの白人女性大衆がいたことである²。そして、それらの女性の多くが、19世紀の終わりから20世紀の初めの世紀転換期の「革新主義運動」と呼ばれる様々な社会運動に従事していた。例えば、禁酒運動、セツルメント運動、婦人参政権運動などを挙げることができるが、これらの運動は、相互補完的に機能することが多かった。そして20世紀初めには、各女性運動がそれぞれ最優先した目標を達成するために、連邦レベルでの法律や組織を成立させている。1919年の禁酒法の成立は、その一例なのである。本稿は、アングロサクソン系プロテスタントの白人女性大衆の社会運動を歴史的に概観しながら、革新主義の時代に彼女たちの社会的影響力が、産業化、都市化、また移民の急増に直面するアメリカ社会のみならず、近代化・西欧化の圧力に晒されたアジア—特に日本—の社会秩序の維持や再編にも関わっていたことを、ジェンダー及びトランスナショナルな視点で跡づけようとするものである³。

<アメリカ白人女性の使命と影響力の拡大>

「禁酒の時代」を作り出す原動力となったのは、アメリカ生まれの品行方正で社会

的信頼のある (respectable) 白人婦人たちの草の根レベルの活動であった⁴。歴史的に見ると、これらの白人女性たちの社会運動は教会活動から派生したものと見える。19世紀初め、教会婦人たちの社会活動は、2つの流れを生み出したと言われている。建国後、政治・経済活動に邁進する男性に代わって、女性たちが、男性牧師と男性長老の支配する各教派のプロテスタント教会を支える屋台骨となっていくが、これら敬虔な教会婦人たちは、建国後の宗教リバイバルを支えながら、その高揚した宗教エネルギーを背景に開始された神の意思に沿う社会づくりのためのローカルな活動にも参加するようになった。そしてその延長上に、世界のキリスト教化をめざした国内・外への宣教運動、また奴隷制即時廃止を唱えたギャリソン派の奴隷制廃止運動が位置づけられる。しかし、これら2つの異なる運動に参加した2つの女性組織の運動の軌跡は、全く異なるものであった。当時は「過激」な奴隷制の即時廃止を唱える運動に参加した少数の女性たちは、その活動を通して、女性が黒人と同様にその身体的特徴のために様々な制限が課せられていることに気づき、平等な個人の権利としての参政権を含む女性の権利を主張するようになった。一方、他の多くの教会婦人たちは、男性の支配する教会組織の中で、女性と子供のための女性にしかできない女性の仕事を担って女性たちの活動空間を拡大することに専念した。前者は、独立した女性運動として婦人参政権運動を立ち上げるが、当時のジェンダー規範を逸脱したこの運動は社会的に叱責され孤立した。一方、ジェンダー規範に沿いながら女性の役割を果たして男性主導の伝道活動を支えた女性たちの活動は、日頃からわずかな献金努力を怠らない教会婦人大衆を巻き込んで多額の募金を集めその影響力を拡大していった。南北戦争後、多くの教派で男性の支配する一般伝道局の下部組織として設立された婦人伝道局は、その集金力を盾にアメリカ国内・外へ独身婦人宣教師を送り込み、それぞれ宣教事業に、また宣教地となったアメリカ国内外の社会に、影響力を拡大した⁵。合衆国の建国、発展、西漸に伴い、非キリスト教徒の“heathens (異教徒)”を救済したい／しなくてはならないという福音主義的伝統に基づく宗教的使命感に後押しされた教会婦人大衆の活動は、アメリカ大陸のそして世界の人々の「野蛮な」要素の征服を正当化するものでもあり、彼女たちの使命感は、人種、国境を超えてアメリカ化を推進する、アメリカの文化的帝国主義の原動力ともなっていた⁶。

これら敬虔な教会婦人たちが巧みに利用したのが、18世紀の終わりから19世紀の初めのアメリカ合衆国において男性優位の階層的な社会秩序が編成される中で構築された「真の女性らしさ」というジェンダー規範である。これは、女性は生まれながらにして「清廉」、「敬虔」、「家庭的」、「従順」、さらには「自己犠牲的」であると断定し、男性の領域を政治・経済のための公的空間、女性の領域を家事・育児など家庭生活を維持す

るための私的空間と区別した⁷。自由な経済活動を追求して多くの人々が移住したアメリカでは、18世紀の終わりに治められる人の合意に基づく共和制国家が誕生し、19世紀の初めには産業化による経済発展が進行するが、その過程に直接関与できたのは白人男性市民のみであった。選挙権や賃金を伴う労働が男性の特権となる一方で、「真の女性らしさ」のジェンダー規範は、女性が家庭に留まり無償の家内労働を献身的にこなし、夫や子供に「家庭」という癒しと成長の場を提供することを正当化し自然化した。男性の経済力や政治力無くしては女性が独立した市民として機能することが不可能となる中、「真の女性らしさ」を体現すれば社会的に尊敬され、そのような「真の女性」のいる家庭はミドルクラスとしての社会的地位が保証されたのである⁸。その結果、家庭に留まり「真の女性らしさ」を体現する／できる女性と、体現しない／できない女性たちが差別化された。多くの白人女性たちはこの「真の女性らしさ」の概念が自然化する男女間の不平等を正すことよりも、その女性像を体現することによって獲得できる社会的優越性を追求した。そして、その女性像を体現しない／できない女性たちを自分たちより下に位置づけて、その「向上 (uplift)」を図ろうとした。さらには、それらアメリカ生まれの白人女性たちの影響下でこのジェンダー規範を受け入れるようになった移民や非白人また非プロテスタント社会の女性たちが、それぞれ自らの社会のまだ引き上げられていない他の女性たちに対して道徳的・社会的優越性を唱え、自分たちより下位に位置づけた同じコミュニティの女性たちを「引き上げる」ための努力を行ったのである⁹。

上から下を「引きあげる (uplift)」という非プロテスタントの女性や社会に対して高圧的なアメリカ白人教会婦人たちの大衆的社会運動は、男性支配の社会秩序を覆すのではなく、女性の特性を唱えて女性の領域（女性の自治空間）を拡大しようとする努力であり、女性同士のつながりによって男性の支配を克服しようとする側面も有していた。その最も良い例が、「禁酒法」の成立を主導したといわれるキリスト教婦人禁酒同盟 (Woman's Christian Temperance Union, WCTU) の広範な活動である。この組織は、1873年にオハイオ州のヒルスボローで酒場の客と主人の「魂を救う」ために町の教会婦人たちが酒場を訪問して始めた祈祷会に起因する。この活動は、教会のネットワークを通して中西部また東部の白人教会婦人の間に広まり、翌年、同州のクリーブランドに各地で運動を推進する女性団体の代表を集めて、全国組織 WCTU が発足した。初期の役員たちは、教派別に運営されていた伝道事業を支える各婦人伝道局で指導的立場を担っていた人々であるが、当時一般的にキリスト教への改宗を究極的な目的とする伝道事業において、各教派の婦人伝道局は男性優位の一般伝道局に従属する立場にあり、WCTU の活動には、教会活動と同様に男性の支配下で「女性による女性と子

供のための」伝道活動を推進してきた彼女たちの苦い経験が生かされていた。WCTUは、教派をこえて世俗的な「禁酒」を掲げることによって牧師や長老を務める男性の直接的支配を逃れ、「女性による、女性のための、女性の」組織となった。草の根レベルの白人教会婦人たちを主な会員とし、自分たちより下位に位置づけた社会や人々の「向上」をめざすWCTUの運動は、国内外で活動するプロテスタント各教派のアメリカ婦人宣教師のネットワークを通じて、階級、人種、国家の境界線を超えて拡大し、19世紀末にはアメリカ最大の婦人組織となり、その社会的影響力を持って禁酒運動の主導権を握るようになったのである¹⁰。

WCTUの活躍した19世紀から20世紀にかけての世紀転換期のアメリカでは、急速に工業化や都市化が進み、労働者としてアングロサクソン文化とは大きく異なる文化的背景を持つ東欧・南欧・アジアからの「新移民」が大量に入ってきた。高等教育を受け専門知識を得た新世代のアメリカ人白人女性たちが、禁酒運動、セツルメント運動、婦人参政権運動を含めて、いわゆる「革新主義運動」と呼ばれる様々な社会運動を展開し、特に大都市で拡大する社会格差の是正や異文化空間のアメリカ化に深く関与するようになっていた。福音主義的伝統に根ざす使命感を受け継いだいわゆる WASP 文化の担い手であるこれら新しい世代の白人女性たちの多くも、伝統的な「真の女性らしさ」のジェンダー規範に挑むことよりも利用することに熱心で、女性固有の特性をより良い社会形成のために役立てることを唱えて女性の活動の場を公的空間へ拡大しつつあった。彼女たちは、宣教師、教師、社会活動家やボランティア、また新たに女性の職業となりつつあったソーシャルワーカー、母子の保護や福祉政策を司る市・郡・州の職員や官僚として、都市空間で、労働者や移民家族との交流を深めていく¹¹。当時の家族賃金制度のもとでは妻や娘の賃金も家父長に支払われたため、飲んだくれの夫／父のいる移民労働者家庭は悲惨な状況にあり、白人女性社会活動家と女性労働者たちは、売買春、ギャンブルの場ともなり得る移民男性労働者の集まる酒場という女性禁制の異文化空間に批判の目を向けた。そして、酒場さらには飲酒を、女性や子供に不幸をもたらす男性優位の社会悪の象徴としたのである¹²。

一方で、このような革新主義の時代にアメリカ生まれの白人女性を中心とする一大女性運動へと発展した婦人参政権運動は、「英語も十分に話せない」そして「文明化に遅れた」白人移民男性が投票権を与えられているのに、アメリカ生まれの教養ある自分たち女性には与えられていないことの非を唱えるようになっていた。つまり、19世紀半ばに平等な個人の権利として婦人参政権を求めて始まった婦人参政権運動は、WASP 文化の担い手であるアメリカ生まれの白人女性たちの文化的・人種的優越性を唱える運動へと変容していたのである。さらには、平等な個人の権利としての婦人参

政権は、女性の特性を生かして「家庭の保護」や都市の清掃や浄化など「公共での家事」といった女性の任務を公的空間でも遂行するための「手段」へと変化していた。こうして、婦人参政権運動も含めて革新主義時代の女性運動は、「真の女性らしさ」を体現する女性の存在する中流白人プロテスタント社会の文化的・人種的優越性を疑うことなく、それを支えるジェンダー規範や男女の領域の概念を強化した。つまり、移民／非白人社会に WASP 社会の伝統的なジェンダー規範や家族像や強要する側面を持ち合わせていたのである¹³。

広く革新主義時代の女性運動は、当時の他の運動同様に、専門知識、科学的言説と手法、さらには効率を重視し、自由放任の経済のもたらす「社会悪」を政府による介入や規制によって「改善」し、さらには社会的弱者に対して政府による「保護」や「救済」を実施して、アメリカ的秩序の安定化と拡大を図ろうとするものであった。WASP 文化からかけ離れた文化的背景を持つ「新移民」の増大が顕著となる中、白人女性エリートたちは、まずはローカルなレベルで、都市問題の解決、義務教育の推進、また女性移民労働者や子供の保護のために奔走した。セツルメント運動に関わった女性たちは、移民や労働者の間で科学的な調査・研究活動を行い、その成果に基づいて市や州の公的政策を立案し、さらにはロビー活動を通して必要な法律や政府機関を設立した。また、そのような活動を後押しするために、婦人参政権運動家たちが、州や連邦の憲法を修正して女性の参政権を確保しようと努力した¹⁴。教会婦人の祈祷会から始まった WCTU の禁酒運動も、宗教的言説ではなく科学的言説を用いながら「女性運動のデパート」と言われるまでに多種多様な活動を展開し、禁酒、女性労働者や子供の保護、婦人参政権獲得のために、他の女性組織と共闘した¹⁵。例えば、WCTU は、19世紀末から飲酒と疾病の因果関係や飲酒の害の遺伝性を説く医学、衛生学、生理学の学説を駆使して、「飲酒の害から子供たちを守る」べく、州レベルでの禁酒義務教育法を次々に成立させている¹⁶。そして、20世紀のはじめには、アメリカ白人女性大衆に支えられた革新主義時代の女性運動は、反対勢力との攻防を繰り返しながらも、その社会的影響力を地方レベルから連邦レベルへと拡大していった。その成果として、1912年に連邦児童局、1916年に児童労働禁止のための連邦法、1919年に憲法修正第18条（禁酒法）および第19条（婦人参政権）、1920年に連邦女性局、そして1921年に母子の福祉・衛生向上のための連邦法が成立・設立され、さらにはこれらの連邦機関や連邦法を通して、労働者階級の母親や子供たちの生活を「向上」させ、アメリカ的ジェンダー規範や行動規範の伝播をはかり、ひいては、「新移民」の増大により混沌化するアメリカ社会での WASP 秩序の回復が試みられたのである¹⁷。

<トランスナショナルな視点から>

こうしてアメリカ国内では20世紀初めにピークを迎えたともいえるアングロサクソン系プロテスタント女性たちの社会的影響力は海外にも拡大し、非キリスト教の、また非西欧的な社会を「引き上げる」ための大きな力となっていた。特に、福音主義的伝統に基づく宗教的使命感からプロテスタント各教派の伝道事業を支えた教会婦人をメンバーの主体として発足した WCTU は、アメリカ人宣教師のネットワークを通じて、文化、人種、国家の枠を超えてその活動を拡大していた。そのグローバルな運動拡大のきっかけは、地方支部の設立促進のためにアメリカ太平洋海岸を遊説中の WCTU の第2代会頭フランシス E. ウィラード (Frances E. Willard) が、1883年にアヘンや売買春の横行するサンフランシスコの「チャイナタウン」を訪問した際に、アジア人たちの出身地にまで WCTU の活動を拡大する必要性を痛感したことだと言われている。細かい話になるが、この時にガイド役を務めたのがサンフランシスコでメソヂスト派のミッションを統括していた宣教師のオーティス・ギブソン (Otis Gibson) であった。その年、ウィラードはデトロイトで開催された WCTU の年次大会で WCTU の運動を世界規模で拡大することの必要性を唱え、万国 WCTU (World Woman's Christian Temperance Union) が設立されることになったのである。また1884年には、カリフォルニアを訪問していたボストン出身のメアリー C. レヴィット (Mary C. Leavitt) が、ハワイ王国の住人となっていたアメリカ人宣教師の子孫たちの要請を受けて同島を訪問した。そして、ハワイで集められた資金を元にオーストラリア、ニュージーランドを巡回し、1886年に日本を訪問した。その後1891年にニューヨークへ戻るまで、レヴィットは西から東へ、プロテスタント宣教師のネットワークを頼りに世界を巡回し、万国 WCTU の拡大に努力した。その後も、より多くの国々で支部組織を設立するために、また WCTU の「正しい」手法や組織のあり方を伝授するために、新たに万国 WCTU から派遣された組織員 (各国を短期間訪問) や特派員 (特定の国に数年間在住) たちが世界を巡ったのである。日本を例にとると、レヴィットの来日した1886年から日本支部が組織として成熟したと判断される1913年までの間に、少なくとも合計10人が万国 WCTU の任を受けて来日し、日本の WCTU 支部の指導と支援のために活動した¹⁸。

こうして、アメリカ白人女性の率いる WCTU の言説、手法、運動が広く世界へもたらされた。特にアジア人－例えば日本人－社会への拡大に目を向けると、それが15世紀末からの地球規模での西欧化・近代化の中で始まった西高東低の文明の序列化の中で進行し、日本人社会の近代化、つまりアメリカ化・西欧化を促す様々な圧力のひとつであったことが明らかとなる。近代化の波の中で、労働力を求める産業化の先進地

域のブル要因と労働力過剰の産業化後発地域のプッシュ要因が相まって、いわゆる「境域」地区に移民者社会が誕生したが、特にアメリカにおける移民社会には強いアメリカ化への圧力が加えられた。例えば、白人移民労働者とアジア人移民労働者が競合したアメリカ西海岸においては、白人労働者の主導するアジア人排斥運動が台頭し、アジア人はその非西洋的生活習慣や価値観から、アメリカ合衆国にはふさわしくない「野蛮な」「同化できない」人種として描写された。そのようなアジア人移民排斥運動の根拠地ともいえるサンフランシスコ近郊では、アメリカ人国内宣教師たちがアジア人向け伝道活動を行っていたが、先述のギブソン牧師の統括するミッションでも、アメリカ人教会婦人ボランティアが様々なサービスを提供しながらその活動を支えていた。そして1870年代末には、アメリカ白人宣教師や教会婦人ボランティアの影響下で、彼らの宗教観・道徳観・文明観を受け入れた日本人エリートたちが、日本人に対する偏見を一掃するために、圧倒的に男性の多い日本人移民社会の「文明化」、「近代化」、つまりアメリカ化を促すための独自の矯風運動に従事するようになった¹⁹。彼らは、サンフランシスコ近郊での売春、博打、飲酒の撲滅に取り組んだが、他の地域の日本人移民社会や日本でも禁酒運動を推進した。例えば、ギブソンに按手礼を受けて牧師となった美山貫一は、ハワイの移民労働者の間でも禁酒を含めて矯風運動を推進した。サンフランシスコから東部へ移動して大学を卒業後日本に戻り国会議員となった根本正一は、後述の日本版禁酒法の成立を主導した。また、ハワイで領事を務めていた時に美山の影響を受けて禁酒運動家となった安藤太郎も、日本の禁酒運動で主導的役割を果たしている。

そのような状況下で、男性の下位に置かれたアメリカ白人女性たちの、男性優位の社会秩序を正すとともに非アメリカ的な「文明化に遅れた」社会の向上を目指す WCTU が、日本人社会との接点を持ち始めたのであるが、注目に値するのは、トランスナショナルな拡大を始めた WCTU の運動を当初に最も熱心に受け入れたのが日本人女性エリートではなく日本人男性エリートたちであったことである。これは、西高東低の文明観の中で、日本を始めアジア諸国は西欧文明の一部を成すアメリカ合衆国より下に位置づけられたことに起因する。そして、日本人男性エリートたちは、そのような序列化された不平等な文明観を受け入れ、日本社会では女性の上に立つことを当然のこととしていたにもかかわらず、白人女性から日本また日本人移民社会の近代化・文明化のために教えを請うことを厭わなかった。つまり、日本人男性エリートは、アメリカの価値観や行動規範の優越性を科学的に説く万国 WCTU 派遣員に、先輩また友人としての連携を求めたのである。こうして、アメリカでは女性のための女性による運動である WCTU の禁酒運動が、日本社会においては「男性化」傾向を示すよう

になった。

そのようなアメリカ人白人女性とアジア人男女の関係について、中国で活動したアメリカ婦人宣教師の研究をしたジェーン・ハンターは、アメリカ人婦人宣教師は中国人男性エリートと友人同士のような平等な関係を、中国人女性とは夫婦のような主従関係を築いたと指摘する²⁰。実際、1886年に訪日したメアリー・レヴィットは日本人男性エリートの歓迎を受け、レヴィットが女性向けの集会を開催するよう主張するまで、彼女の演説会に集まる聴衆は圧倒的に男性たちであった。さらには、時には泊りがけの遊説旅行にも通訳兼ガイドとしてレヴィットに付き添ったのは日本人男性であった²¹。また、アメリカにおいても、白人エリート男性に対して同様に従属の立場にあった白人教会婦人と日本人移民男性エリートは、早くから交流し協力関係を築いていた。しかし、それら日本人移民男性エリートの下に位置づけられた日本人移民女性エリートたちとの直接的なつながりはなかなか生まれてこなかった。サンフランシスコ近郊では、はやくも19世紀の終わりには前述のような WCTU の活動に類似する日本人移民たちの矯風運動が行われていたが、同地域に日本人女性たちの WCTU が組織されたのは20世紀始めのことである。しかもそれは、カリフォルニアのアメリカ人 WCTU に属する日本人支部としてではなく、日本に設立されていた婦人矯風会（万国 WCTU の日本支部）の北カリフォルニア支部として組織されたのであった²²。

日本において万国 WCTU の日本支部となる女性たちの独立組織が誕生したのは、文化的帝国主義の側面を持ちながらも WCTU が「女性による女性のための女性の」組織であり、特に自分たちより下位に位置づけた女性や子供の「救済」・「向上」を目指していたからである。しかし、このようにして生まれた日本人女性の組織も、万国 WCTU から派遣された白人女性たちの影響下で、やはり日本への「アメリカ化」圧力を強化する役割を果たすようになった。日本を訪問した最初の WCTU 組織員メアリー・レヴィットは、日本人女性との直接的連携を築くための特別な努力を怠らず、取り巻きの男性たちに、通訳も聴衆も女性に限った集会を開くことを要求した。そして、東京で実現したそのような女性の集会から後に万国 WCTU の東京支部となる女性組織 - 東京婦人矯風会 - が設立された。創立当初の1880年代後半にこの組織を率いたのは多様なバックグラウンドを持つ日本人女性エリートで、女性の自由な言論活動を促したり、妾制度さらには性の二重規範をなくすための法律を整備することを最優先した。しかし、アメリカでは WCTU の会員になるには必須の全面禁酒の宣誓をやむやにしたことが、後に来日した万国 WCTU の組織員によって問題視された。そして万国 WCTU の派遣員の指導のもとに、日本人女性たちの独自の WCTU の運動はアメリカの WCTU 基準に合うものへ変更するよう圧力が加えられ、その運動の主導

権はアメリカ人婦人宣教師の直接的影響下にある日本人女性へと移行した。日本における WCTU の日本支部となった日本キリスト教婦人矯風会は、会頭をはじめその役員を日本人女性が務める組織であるが、WASP 文化の担い手であるアメリカ白人女性たちの影響下でアメリカ同様の多様な女性活動に従事するようになった。万国 WCTU の派遣員は、日本人女性たちの WCTU 運動も動員して、男性が主導する日本の禁酒運動の発展に手を貸した²³。日本では、全面禁酒の実現はとうてい不可能であったが、アメリカからもたらされた万国 WCTU の手法や言説 - 特に、喫煙や飲酒が兵士となる若い人々に及ぼす害についての科学的言説 - は、富国強兵により近代的西洋的強国の仲間入りを目指す国家の指導層にも影響を及ぼし、1905年に未成年禁煙法、1922年に未成年禁酒法が成立した²⁴。

<結論>

革新主義の時代にアメリカで禁酒法成立の原動力となったアメリカ生まれの白人女性たちの社会的影響力は、階級、人種、国家を超えて、アメリカ的価値観や行動様式のグローバルな普及を目指すものであり、日本での未成年禁煙法や未成年禁酒法の設立にも少なからず影響を与えたと言える。一神教的世界観を持つキリスト教の福音主義的伝統に根ざすプロテスタント白人女性たちは、まだキリスト教を知らない人々を「救済」したい／しなくてはならないという宗教的使命感に後押しされて、19世紀の初めから人種や国境の壁を超えての伝道活動を支えるために様々な活動を展開した。そして19世紀から20世紀への世紀転換期に彼女たちの推進した革新主義運動は、自由放任の経済もたらす「社会悪」を政府による介入や規制によって「改善」し、さらには社会的弱者である移民女性労働者や子供に対する政府の「保護」や「救済」を実施して、アメリカ的秩序の安定化と拡大を図ろうとするものであった。それは、移民社会や非白人社会に、アメリカ的ジェンダー規範に基づく女性の役割や家庭のあり方を含むアメリカ的価値観や行動様式を普及させて、自分たちより下に置かれた弱者である女性労働者や子供たちを「引き上げる」試みであった。しかし同時に、アメリカ国内また国外で WASP 社会の人種的・文化的優越性を唱えるものでもあった。地球規模での近代化、そしてそれに伴う西欧化が進む中で、福音主義的伝統を持つアメリカ白人女性大衆の自分たちより劣等な地位に置かれた人々の「救済」と「向上」を図りたい／図らなくてはならないという使命感は、西欧による西高東低の文明の序列化を肯定し促進し、さらには、近代化・西欧化の圧力に晒された非西欧社会の社会秩序の再編に大きな影響を与えたのである。

〈註〉

- 1 岡本勝『アメリカ禁酒運動の軌跡』（ミネルヴァ書房、1994）。
- 2 Catherine Gilbert Murdock, *Domesticating Drink: Women, Men, and Alcohol in America, 1870-1940* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2002), 9-41; Kenneth D. Ross, *American Women and the Repeal of Prohibition* (New York: New York University Press, 1996).
- 3 Rumi Yasutake, *Transnational Woman's Activism: The United States, Japan, and Japanese Immigrant Communities in California, 1859-1920* (New York: New York University Press, 2014).
- 4 Ruth Bordin, *Woman and Temperance, The Quest for Power and Liberty, 1873-1900* (New Brunswick: Rutgers University Press, 1981).
- 5 Anne F. Scott, *Natural Allies: Women's Associations in American History* (Urbana: University of Illinois Press, 1992), 12-57, 79-110; Ellen Carol DuBois, *Feminism and Suffrage: The Emergence of an Independent Women's Movement in America* (New York: Cornell University Press, 1978); 有賀夏紀『アメリカ・フェミニズムの社会史』（勁草書房、1988年）；小檜山ルイ『アメリカ婦人宣教師—来日の背景とその影響』（東京大学出版会、1992年）9-159頁。
- 6 例えば Patricia R. Hill, *The World Their Household: The American Woman's Foreign Missionary Movement and Cultural Transformation, 1870-1920* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1985); Ian Tyrrell, *Woman's World/Woman's Empire: The Woman's Christian Temperance Union in International Perspective, 1880-1930* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1991) を参照。
- 7 Barbara Welter, "The Cult of True Womanhood: 1820-1860," *American Quarterly* 18, no.2 (Summer, 1966): 151-174.
- 8 Gerda Lerner, "The Lady and the Mill Girl: Changes in the Status of Women in the Age of Jackson," *Midcontinent American Studies Journal* 10, no. 1 (Spring): 5-15.
- 9 Peggy Pascoe, *Relations of Rescue: The Search for Female Moral Authority in the American West, 1874-1939* (New York: Oxford University Press, 1990); ポーラ・ギディングズ『アメリカ黒人女性解放史』（時事通信社、1989）；ベル・フックス『アメリカ黒人女性とフェミニズム：ベル・フックスの私は女ではないの？』（明石書店、2010）。
- 10 Barbara Leslie Epstein, *The Politics of Domesticity: Women, Evangelism, and Temperance in Nineteenth Century America* (Middletown: Wesleyan University Press, 1981); Bordin, *Woman and Temperance*; Tyrrell, *Woman's World/Woman's Empire*.
- 11 Robyn Muncy, *Creating a Female Dominion in American Reform, 1890-1935* (New York: Oxford University Press, 1991).
- 12 Murdock, *Domesticating Drink*; Bordin, *Woman and Temperance*.
- 13 例えば Epstein, *The Politics of Domesticity*; Luise Michele Newman, *White Women's Rights: The Racial Origins of Feminism in the United States* (New York: Oxford University Press, 1999); Rebecca

- J. Mead, *How the Vote Was Won: Woman Suffrage in the Western United States, 1868-1914* (New York: New York University Press, 2004); Allison Sneider, *Suffragists in American Imperial Age: U.S. Expansion and the Woman Question, 1870-1929* (New York: Oxford University Press, 2008) を参照。
- 14 J. Stanley Lemons, *The Woman Citizen: The Social Feminism in the 1920s* (Urbana: University of Illinois Press, 1973); Jan Doolittle Wilson, *The Women's Joint Congressional Committee and the Politics of Maternalism, 1920-30* (Urbana: University of Illinois Press, 2007); Barbara Meil Hobson, *Uneasy Virtue: The Politics of Prostitution and the American Reform Tradition* (Chicago: Chicago University Press, 1990); 松原宏之『虫喰う近代—1910年代社会衛生運動とアメリカの政治文化』（ナカニシヤ出版、2013年）。
- 15 Bordin, *Woman and Temperance*.
- 16 Bordin, *Woman and Temperance*, 135-138; 岡本『アメリカ禁酒運動の軌跡』139-140頁。
- 17 エレン・キャロル・デュボイス、リン・デュメニル『女性の目からみたアメリカ史』（明石書店、2009年）427-566頁。
- 18 アメリカ国内の WCTU 活動に注目すると、1898年のカリスマの指導者ウィラードの死後その活動は衰退傾向にあったとされているが、トランスナショナルな視点で見ると万国 WCTU の会員数はその後も増大を続け1927年に76万6千人を記録している。Frances E. Willard, *Do Everything: A Handbook for the World's White Ribboners* (Chicago: Woman's Temperance Publishing Association, 1895; rep. New York: Garland Publishing, 1987), 7-18; Tyrell, *Woman's World / Woman's Empire*.
- 19 ユージ・イチオカ『一世—黎明期アメリカ移民の物語』（刀水書房、1992年）；吉田亮「カリフォルニアの日本人とキリスト教」、同志社大学人文科学研究編『北米日本人キリスト教運動史』（PMC 出版、1991年）149-211頁。
- 20 Jane Hunter, *The Gospel of Gentility: American Women Missionaries in Turn-of-Century China* (New Haven: Yale University Press, 1984).
- 21 安武留美「宗教・道徳・科学の力—アメリカから移植された WCTU の禁酒運動」『道徳と科学のインターフェース—近代化の一側面（甲南大学総合科学研究所叢書86）』（2006年）183-208頁。
- 22 安武留美「北カリフォルニア日本人移民社会の日米教会婦人達—日系一世女性のイメージを再考する」『キリスト教社会問題研究』（49号2000年）46-76頁。カリフォルニア日本人移民社会の YWCA 設立に関しても、日本経由で進行したことが報告されている。例えば、山本恵理子「マイノリティ女性の連帯—日系アメリカ女性史にみる多文化主義とコミュニティ活動」、田中きく代、高木（北山）眞理子編『北アメリカ社会を眺めて—女性軸とエスニシティ軸の交差点から—』（関西大学出版会、2004年）を参照。
- 23 安武留美「婦人言論の自由—宣教師と WCTU と東京婦人矯風会」『日本研究』（30集、2005年）133-148頁。

- 24 安武留美「万国 WCTU の社会改革運動と日本」『甲南大学紀要 文学編』(125、2003年) 70-85頁。